



上記は概略図であり、最終的な設計図書の  
 図面を参照し、角界の位置を正確に  
 確認してください。また、この図面は  
 都市計画法第47条に定める平成25  
 年1月の区域計画図である。

凡例

行政区域界	市街化区域界	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 ※A	第二種中高層住居専用地域 ※A	第一種住居地域 ※A	第二種住居地域 ※A	準住居地域 ※A	近隣商業地域 ※A	商業地域 ※A	準工業地域 ※A	工業専用地域
1.5m	1.0m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m	1.5m
伝統的建造物保存地区	都市計画公園・緑地	都市計画道路	土地区画整理事業 目録表記載事項・火射量	用途地域界	見直しによる用途地域界						

※ A 準防火地域と可る

伝統的建造物保存地区

都市計画公園・緑地

都市計画道路

土地区画整理事業  
目録表記載事項・火射量

用途地域界

見直しによる用途地域界

（注）  
 ・本図上の境界は、原則として他の図面を参照するものではありません。  
 ・本図は、一部変更あり。詳細については、まちづくり部課長がつかい係に  
 問い合わせください。  
 ・本図は、都市計画法第47条に定める平成25年1月の区域計画図の  
 図面を参照してください。

縮尺 1:30,000

表示されていない都市計画地域決定

生産緑地地区 地区計画  
 まちづくり部課長がつかい係に問い合わせ、生産緑地地区及び地区計画の  
 決定を依頼することができます。関係者を希望される方は、申し出て下さい。

令和5年度 南部大阪都市計画  
 地区計画の決定  
 (富田林市の決定)  
 総括図 S=1:30000